

自立概念と人権理論に関する一考察

——『『自立』イデオロギーの歴史と現在—労働・所有・シチズンシップ』によせて

笹沼 弘志（静岡大学／憲法学）

1. 近代主義的人権観念と自立の強制

- ・自己決定＝自己責任
- ・保護＝服従

→自立への強迫（自己責任、自発的服従の競争）と自立の強制（服従を拒否する者の排除）

2. 二つの自立観念——古い自立と新しい自立

(1) 古い自立

自立＝独力： 他人の援助、特に国家の保護は受けない

単なる個人責任ではなく、相互扶助＝国家責任の回避を伴う。

自立と連帯〔相互扶助〕の強制——日本型福祉社会モデルの基礎

(2) 新しい自立

保護・援助を受けながらの自立（成年後見制）

I L運動 介助を受けながらの地域での生活を敢えて「自立生活」と呼称

3. 自立と自由——自立の支援から自由な幸福追求の支援へ

(1) 貧困と自由

A・センの capability 論

(2) 自立支援と自由

ホームレスの人々に対する自立の支援をめぐって

(3) 個人の尊重と個人の尊厳——日本国憲法における自由と「自立」

13条 個人の尊重 自己決定／権力への抵抗

24条 個人の尊厳 保護に依存する人々の自由

25条 健康で文化的な最低限度の生活を営む権利

国家への保護請求権（+他者への依存の抑制）による自由な幸福追求条件の整備

【関連拙稿】

「現代福祉国家における自律への権利」『法の科学』28号（1999年7月）。

「社会権保障における自立と保護」『法律時報』75巻8号（2003年7月）。

「力と信頼」『現代思想』32巻12号（2004年10月）。

「自己・決定・責任—不安の三重奏」『法律時報増刊・憲法改正問題』（2005年5月）。

「社会権—社会的排除に抗する立憲主義の可能性」『軍縮地球市民』No.3（2005年12月）。

「ホームレス、または世界の喪失」『現代思想』34巻9号（2006年8月）。